

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五九
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五九
- 土地改良法により換地計画を定めた件二件 五九
- 土地改良法により換地処分をした件三件 六〇
- 都市計画事業を認可した件 六〇
- 告示
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六〇
- 都市計画法により公聴会を開催する件 六二
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 六二
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 六三

告 示

福島県告示第七百六十四号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年二月二十九日救急病院として認定した。
 平成二十八年十二月十三日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚一三番地	認定有効期限	平成三十一年二月二十八日

（地域医療課）

福島県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年十二月十三日から平成二十九年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
変更した年月日
 - 三 別紙書面のとおり
 - 四 届出年月日
平成二十八年十一月二十八日
 - 五 届出をした者
片倉工業株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）
- 福島県告示第七百六十六号**
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、中朝日地区の県管区画整理事業に係る上福井換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十八年十二月十三日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成二十八年十二月十四日から
平成二十九年一月四日まで （二十二日間）
 - 三 縦覧の場所
只見町役場
- （農地管理課）

福島県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、中朝日地区の県管区画整理事業に係る黒谷換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年十二月十四日から

平成二十九年一月四日まで

三 縦覧の場所

只見町役場

（二十二日間）

（農地管理課）

福島県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年十二月一日東長原地区の県管区画整理事業に係る柏原換地区の換地処分をした。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

福島県告示第七百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年十二月一日東長原地区の県管区画整理事業に係る北高野換地区の換地処分をした。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

福島県告示第七百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年十二月一日東長原地区の県管区画整理事業に係る長谷地換地区の換地処分をした。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

福島県告示第七百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 施行者の名称 いわき市

二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画下水道事業（四倉工業団地第二都市

下水路）

三 事業施行期間 平成二十八年十二月十三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 なし

使用の部分 いわき市四倉町字栗木作の一部の区域

（下水道課）

公 告

公告第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称 檜葉町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 憲之 双葉郡檜葉町大字下小塙字府ノ内一番地

（農村計画課）

公告第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

小野町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 大和田 昭 田村郡小野町大字浮金字棟内二二一番地

同 石井 啓二 同 郡同 町大字上羽出庭字東前八九番地

公告第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

(都市計画課)

公告第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)